

(別紙4) (4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

1 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費		備考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

2 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費		備考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

3 人材育成活動

取組内容	事業費		備考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

4 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2:備考欄に捕獲実績(鳥獣及び捕獲頭数)を記載すること。なお、対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載すること。

3:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

4:その他必要な参考資料等を添付すること。

別紙5 (5)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の概要

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

推進事業概要(有害捕獲)

事業実施主体名 (参画協議会名)	構成 市町村	事業の 種類等	①有害捕獲			②捕獲個体処理			③事務費(現地確認)			合計 (①+②+③)	単価調整等の方法	捕獲計画の設定根拠	1頭あたりの報奨金額			報奨金額合計			備考		
			対象鳥獣	捕獲頭数	上限単価 (円/頭)	補助金額 (円)	対象鳥獣	実施内容の概要		補助金額 (円)	実施内容 の概要				補助金額 (円)	補助金額 (円)	都道府県による 報奨金(④) (円)	市町村による 報奨金(⑤) (円)	合計報奨金額 (⑥)=(④+⑤) (円)	都道府県による 報奨金(合計) ⑦(=捕獲頭 数×A) (円)		市町村による 報奨金(合計) ⑧(=捕獲頭 数×B) (円)	報奨金額総計 ⑨(=⑦+⑧) (円)
								埋設	焼却														
(協議会の記載例)																							
〇〇協議会	A市	2	イノシシ(成獣)	190	8,000	1,520,000	イノシシ(成獣)		10	200,000		1,720,000				2,000	4,000	6,000	380,000	760,000	1,140,000		
〇〇協議会	A市	2	イノシシ(成獣)	50	4,000	200,000	イノシシ(成獣)		5	100,000		300,000	平成〇年〇月から単価を変更			2,000	4,000	6,000	100,000	200,000	300,000		
〇〇協議会	A市	2	イノシシ(幼獣)	200	1,000	200,000	イノシシ(幼獣)	5		100,000		300,000					4,000	4,000		800,000	800,000		
〇〇協議会	A市	2	シカ(成獣)	50	6,000	300,000	シカ(成獣)	10		150,000		450,000				3,000	5,000	8,000	150,000	250,000	400,000		
〇〇協議会	A市	2	シカ(幼獣)	20	1,000	20,000	シカ(幼獣)					20,000				1,500	3,500	5,000	30,000	70,000	100,000		
〇〇協議会	B町	2	イノシシ(成獣)	80	8,000	640,000	イノシシ(成獣)					640,000				2,000	6,000	8,000	160,000	480,000	640,000		
〇〇協議会	B町	2	イノシシ(幼獣)	80	1,000	80,000	イノシシ(幼獣)					80,000					3,000	3,000		240,000	240,000		
〇〇協議会	B町	2	サル(成獣)	100	6,000	600,000	サル(成獣)					600,000				2,500	3,000	5,500	250,000	300,000	550,000		
〇〇協議会	B町	2	サル(成獣)	35	2,000	70,000	サル(成獣)					70,000	平成〇年〇月から単価を変更			2,500	3,000	5,500	87,500	105,000	192,500		
〇〇協議会	C村	2	クマ(成獣)	10	8,000	80,000	クマ(成獣)					80,000				5,000	6,000	11,000	50,000	60,000	110,000		
〇〇協議会	C村	2	カラス	15	200	3,000	カラス					3,000					1,000	1,000		15,000	15,000		
合計						3,713,000				550,000		4,263,000							1,207,500	3,260,000	4,467,500		

注1: 事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。また、都道府県が事業実施主体の場合は3を記入する。
 注2: 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「消費税」とそれぞれ記入する。
 注3: 対象鳥獣の種別、獣種(幼獣と成獣の別、雄と雌の別など含む)ごとに記載すること。1行で1獣種とすること。
 注4: 単価調整等の方法の欄は、効果的に捕獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)ごとに必ず記載すること。
 注5: 年度途中で上限単価が変わった場合、複数行に分けて記載するとともに単価調整等の方法の欄に単価の変更時期を記載すること。
 注6: 捕獲計画の設定根拠の欄については、イノシシ、ニホンジカ、エゾシカ、サルの成獣の場合のみ記載することとし、鳥獣の生息状況、農作物の被害状況、実施地の設置状況、交付金等を活用した鳥獣被害対策実施隊の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた取組状況、近年の捕獲状況、捕獲の効率化の取組状況、罠の設置状況や捕獲に資する罠としての活用状況(整備事業で罠を設置する場合は必須)等を踏まえた上で、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)及び鳥獣ごとに必ず記載すること。
 (記載例)イノシシの捕獲頭数は、過去3年間とも年約180頭であるがイノシシの生息頭数は増加傾向にあると見られ、過去3カ年のイノシシによる被害状況は増加傾向にある。このため、まずは国庫事業及び市単独事業を活用し、鳥獣被害対策実施隊に民間隊員を加え必要な研修を行うなどして体制強化を図った上で、緊急捕獲事業を活用し山中において猟友会が有害捕獲を行う。加えて、集落を囲うように既存のワイヤーメッシュ罠と新規に設置予定のワイヤーメッシュ罠(被害が特に大きい地区に設置)を効果的に組み合わせて設置することで、侵入路となる河川や道路にイノシシを誘導させ、誘導地点に平成27年度に行ったICT等新技術実証の成果を踏まえつつ、箱ワナを罠と一体的に仕掛け、罠を捕獲に資する罠として活用することで、より効率的に捕獲を行う。これらの取組により捕獲頭数約1割増加の年間200頭の捕獲が見込まれる。

別記様式第8号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第6関係)

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告(平成〇〇年度報告)

〇〇県(都府道)

1 被害防止計画の作成数、特徴等

2 事業効果の発現状況

地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3 被害防止計画の目標達成状況

被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象 地域	実施 年度	対象 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用 開始	利用率・ 稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価
										被害金額			被害面積					
										目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率			
									(記載例)									
									(鳥獣被害防止施設)									
									・集落と山の境界で、イノシシ、シカ、サルによる大根、白菜等の野菜類の被害が多発していたことから、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業と連携しつつ、緊急捕獲活動支援事業を活用し山中において猟友会が有書捕獲を行うとともに、集落を囲うように山際に侵入防止柵を設置、進入防止柵の設置や道路に防護柵をなす及び柵ワサを設置、サル検知システムの活用、地元農家による追い払いを行い、センサーカメラによる監視・遠隔操作を行い、侵入する個体の捕獲を実施、これらの取組により、事業実施市町村におけるイノシシの有書捕獲捕獲頭数は20%増加、シカの有書捕獲頭数は15%増加(施設整備前の平成〇〇年度では年間の有書捕獲頭数はイノシシで100頭、シカで200頭、平成〇〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇〇年度では年間の有書捕獲頭数はイノシシで120頭、シカで230頭、なお狩猟による捕獲頭数は施設整備前後で捕獲頭数に変化なし)									
									(処理加工施設)									
									・事業実施市町村におけるイノシシの食肉の販売額及び販売量が1割増加(施設整備前の平成〇〇年度では年間販売額は〇円、販売量は〇トン、平成〇〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇〇年度では年間販売額は〇円、販売量は〇トン) ・事業実施市町村におけるイノシシの処理頭数が15%増加(施設整備前の平成〇〇年度では年間の処理頭数〇トン、平成〇〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン) ・事業実施市町村におけるイノシシの1頭あたりの処理経費が5%削減(施設整備前の平成〇〇年度における1頭あたりの処理経費は〇円/頭、平成〇〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇〇年度では1頭あたりの処理経費は〇円/頭) ・事業実施市町村における有書捕獲鳥獣のうち食肉等の処理頭数割合がイノシシ、シカともに20%増加(施設整備前の平成〇〇年度では年間のイノシシ(年間100頭捕獲)及びシカ(年間150頭捕獲)の食肉等の処理頭数割合はともに0%、平成〇〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇〇年度では年間のイノシシ(年間120頭捕獲のうち24頭食肉処理)及びシカ(年間200頭捕獲のうち40頭食肉処理)の食肉等の処理頭数割合はともに20%増加) ・事業実施市町村におけるイノシシの有書捕獲捕獲頭数は20%増加、シカの有書捕獲頭数は15%増加(施設整備前の平成〇〇年度では年間の有書捕獲頭数はイノシシで100頭、シカで200頭、平成〇〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇〇年度では年間の有書捕獲頭数はイノシシで120頭、シカで230頭、なお狩猟による捕獲頭数は施設整備前後で捕獲頭数に変化なし) 等									
									(焼却施設)									
									・事業実施市町村におけるイノシシ及びシカの焼却処理頭数が、各々10%、5%増加(施設整備前の平成〇〇年度では年間の処理頭数はイノシシ〇頭、シカ〇頭、平成〇〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇〇年度では年間の処理頭数はイノシシ〇頭、シカ〇頭) ・事業実施市町村におけるイノシシ及びシカの1頭あたりの処理経費が、各々10%、15%削減(施設整備前の平成〇〇年度では1頭あたりの処理経費はイノシシ〇円、シカ〇円、平成〇〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇〇年度では1頭あたりの処理経費はイノシシ〇円、シカ〇円。) ・事業実施市町村における有書捕獲鳥獣のうち焼却処理頭数割合が20%増加(施設整備前の平成〇〇年度では年間の処理頭数はイノシシ〇頭、シカ〇頭、計〇頭、平成〇〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇〇年度では年間の処理頭数はイノシシ〇頭、シカ〇頭。) 等									
									(捕獲技術高度化施設)									
									・事業実施市町村における銃猟免許有資格実施隊員が施設整備前の平成〇〇年度は5人であったが、平成〇〇年〇月に竣工し、施設整備後の平成〇〇年度は15人と10%増加 ・事業実施市町村における有書捕獲に取り組み銃猟有資格者が施設整備前の平成〇〇年度は10人であったが、平成〇〇年〇月に竣工し、施設整備後の平成〇〇年度は25人と15%増加 ・事業実施市町村における有書捕獲に係る銃猟研修会参加者が事業実施前の平成〇〇年度は50人であったが、平成〇〇年〇月に竣工し、施設整備後の〇年度は75人と25%増加 ・事業実施市町村におけるイノシシとシカの捕獲頭数(有書捕獲+狩猟+〇)が各々5%(100頭→105頭)、10%(150頭→165頭)増加 等									

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。

3:事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。

4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。

5 都道府県による総合的評価

別記様式第9号（別記1の第4の1、別記3の第4の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては農林水産省農村振興局長）
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地

団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の実施計画の（変更）承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の2（別記1の第1の6）（別記3の第1の2）（別記3の第1の6）の規定に基づき、関係書類を提出する。

- （注） 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

○鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（広域都道府県域計画（又は実績））関係
1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分				備考
			国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
鳥獣被害防止総合支援事業	推進事業 ○被害防止活動推進 1 推進体制の整備 2 有害捕獲 3 被害防除 4 生息環境管理 5 サル複合対策 6 他地域人材活用 ○実施隊特定活動 1 大規模緩衝帯整備 2 誘導捕獲柵わなの導入 ○ICT等新技術実証 ○農業者団体等民間団体被害防止活動 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (焼却施設) 3 捕獲技術高度化施設	円	円	円	円	円	
	小計						
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	推進事業 緊急捕獲活動						
合計	計						

- 注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

--

3 計画の作成状況

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条の規定に基づく被害防止計画の作成 ア 広域市町村域内の市町村が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごとに作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

（注）被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく防除実施計画の作成	

（注）1 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会の概要

協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

（注）協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容

(注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。あわせて、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る捕獲目標達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会としての考え方等記載すること。

5 鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業の内容

(1) 被害防止活動推進

① 推進体制に関する実施計画（又は実績）

開催年月日	会議名	内容	事業費	負担区分				備考
				国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)			円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)								
計								

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 協議会等の活動について記入すること。

②有害捕獲に関する実施計画（又は実績）

ア 狩猟免許の取得

所属機関 の名称	免許の種類	取得 人数	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県 費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 有害捕獲に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県 費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

③被害防除に関する実施計画（又は実績）
ア 現場技術指導者の育成

所属機関 の名称	育成人数	内 容	事業費	負担区分				備考
				国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)			円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)								
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 被害防除に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

④生息環境管理に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2 以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑤サル複合対策に関する実施計画（又は実績）

	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2 以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑥他地域人材活用に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2 以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑦大規模緩衝帯の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 整備内容・規模の欄に伐採率等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域が分かるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑧誘導捕獲柵わなの整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 整備内容、設置場所の規模（設置数）、仕様図など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑨ ICT 等新技术実証に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑩農業者団体等民間団体被害防止活動に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

6 鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況					中山間地に該当するか否か	備考
		山村	過疎	特農	半島	離島		

- (注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。
 2 中山間地に該当するか否かの欄は、5法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域（水田地帯を除く）、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け19等計第956号）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は○を記入すること。

(2) 侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C)/(A+B)	備考
侵入防止柵		ha (m)	ha (m)	ha (m)	%	

- (注) 整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				補助率	備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。
 4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。
 5 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。
 6 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。

(4) 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				補助率	備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
 4 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。
 5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事

業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと(別紙による記載も可)。

(5) 捕獲技術高度化施設の整備計画(又は実績)

整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				補助率	備考
				国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
			円	円	円	円	円	%	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 捕獲技術高度化施設の設置場所が分かるような地図、施設の図面、設備の概要及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
 4 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
 5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと(別紙による記載も可)。

7 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の内容
別添2

10 収支予算（又は精算）
 (1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 農山漁村活性化対策整備交付金	円	円	円	円	
2 農山漁村活性化対策推進交付金					
3 自己資金					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 農山漁村活性化対策整備交付 金 鳥獣被害防止施設 処 理 加 工 施 設 (食 肉 利 用 等 施 設) (焼 却 施 設) 捕 獲 技 術 高 度 化 施 設	円	円	円	円	
2 農山漁村活性化対策推進交付 金 推 進 体 制 の 整 備 有 害 捕 獲 防 除 被 害 防 除 環 境 管 理 生 息 環 境 複 合 策 サ ル 他 地 域 人 材 活 用 大 規 模 緩 衝 帯 整 備 誘 導 捕 獲 柵 わ な 整 備 ICT 等 新 技 術 実 証 農 業 者 団 体 等 民 間 団 体 被 防 止 活 動 緊 急 捕 獲 活 動					
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

1 1 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 被害防止計画
- (4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(別添2)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域計画(又は実績))

推進事業概要(有害捕獲)

事業実施主体名 (参画協議会名)	都道府県名	構成 市町村	事業の 種類等	①有害捕獲				②捕獲個体処理			③事務費(現地確認)			合計 (①+②+③)	単価調整等の方法	捕獲計画の設定根拠	1頭あたりの報奨金額			報奨金額合計		備考		
				対象鳥獣	捕獲頭数	上限単価 (円/頭)	補助金額 (円)	対象鳥獣	実施内容の概要		補助金額 (円)	実施内容 の概要	補助金額 (円)				補助金額 (円)	都道府県による 報奨金(④) (円)	市町村による 報奨金(⑤) (円)	合計報奨金額 ⑥(=④+⑤) (円)	都道府県による 報奨金(合計 計) ⑦(=捕獲頭 数×④) (円)		市町村による 報奨金(合計 計) ⑧(=捕獲頭 数×⑤) (円)	報奨金額総計 ⑨(=⑦+⑧) (円)
									埋 設	焼 却														
(協議会の記載例)																								
〇〇〇協議会	〇県	A市	2	イノシシ(成獣)	200	8,000	1,600,000	イノシシ(成獣)		10	200,000			1,800,000			2,000	4,000	6,000	400,000	800,000	1,200,000		
〇〇〇協議会	〇県	A市	2	イノシシ(幼獣)	200	1,000	200,000	イノシシ(幼獣)			100,000			300,000				4,000	4,000		800,000	800,000		
〇〇〇協議会	〇県	A市	2	シカ(成獣)	50	6,000	300,000	シカ(成獣)	5		150,000			450,000			3,000	5,000	8,000	150,000	250,000	400,000		
〇〇〇協議会	〇県	A市	2	シカ(幼獣)	20	1,000	20,000	シカ(幼獣)						20,000			1,500	3,000	5,000	30,000	70,000	100,000		
〇〇〇協議会	△県	B町	2	イノシシ(成獣)	80	8,000	640,000	イノシシ(成獣)						640,000			2,000	6,000	8,000	160,000	480,000	640,000		
〇〇〇協議会	△県	B町	2	イノシシ(幼獣)	80	1,000	80,000	イノシシ(幼獣)						80,000				3,000	3,000		240,000	240,000		
〇〇〇協議会	△県	B町	2	サル(成獣)	100	6,000	600,000	サル(成獣)						600,000			2,500	3,000	5,500	250,000	300,000	550,000		
〇〇〇協議会	□県	C村	2	クマ(成獣)	10	8,000	80,000	クマ(成獣)						80,000			5,000	6,000	11,000	50,000	60,000	110,000		
〇〇〇協議会	□県	C村	2	カラス	15	200	3,000	カラス						3,000				1,000	1,000		15,000	15,000		
合 計							3,823,000				450,000			3,873,000						1,040,000	3,015,000	4,055,000		

注1: 事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。
 2: 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「金額」とそれぞれ記入する。
 3: 対象鳥獣の種は、鳥種(幼獣と成獣の別、雌と雄の別など含む)ごとに記載すること。1行で1獣種とすること。
 4: 単価調整等の方法の欄は、効率的に捕獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)ごとに必ず記載すること。
 5: 捕獲計画の設定根拠の欄については、イノシシ、ニホンジカ、エゾシカ、サルの成獣の場合のみ記載することとし、鳥獣の生息状況、農作物の被害状況、実施隊の設置状況、交付金等を活用した鳥獣被害対策実施の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた取組状況、近年の捕獲状況、捕獲の効率化の取組状況、捕獲の状況や捕獲に資する種としての活用状況(整備事業で種を設置する場合は必須)等を前記した上で、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)及び鳥獣ごとに必ず記載すること。
 (記載例)イノシシの捕獲頭数は、過去3年間とも年約180頭であるがイノシシの生息頭数は増加傾向にあると見られ、過去3カ年のイノシシによる被害状況は増加傾向にある。このため、まずは国庫事業及び市単独事業を活用し、鳥獣被害対策実施隊に民間隊員を加え必要な研修を行うなどして体制強化を図った上で、緊急捕獲事業を活用し山中において猟友会が有害捕獲を行う。加えて、集落を囲うように既存のワイヤーメッシュ捕と新規に設置予定のワイヤーメッシュ捕(被害が特に大きい地区に設置)を効果的に組み合わせることで、侵入頭となる河川や道路にイノシシを誘導させ、誘導地点に平成27年度に行った107等新技術実証の成果を踏まえつつ、箱ワナを種と一体的に仕掛け、捕を捕獲に資する種として活用することで、より効率的に捕獲を行う。これらの取組により捕獲頭数約1割増加の年間200頭の捕獲が見込まれる。

別記様式第10号（別記1の第6の1関係）

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の実績値(A)	目標値(B)	目標年(年度)の実績値(C)	達成率(%) $A - C / A - B$	備考

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4. 総合評価

(コメント)

5. 第三者の意見

(コメント)

- (注) : 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記1の第6の1に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
 2 3の事業効果には、別記様式8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

(別記2)

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第1 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表2関係）

(1) 事業内容欄の1の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により事業の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題

イ 事業の目標

ウ 都道府県計画の作成・見直し

エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

(2) 事業内容欄の2の「広域捕獲活動（有害捕獲）」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、要綱第3の2の(3)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備

イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施及び本調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供

ウ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲

エ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及

オ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立

(3) 事業内容欄の3の「新技術実証・普及活動」については、大量捕獲技術等の有害捕獲、追上げ・追払い等の被害防除、緩衝帯設置等の生息環境管理等の新技術の実証・普及活動を実施できるものとする。

(4) 事業内容欄の4の「人材育成活動」については、実施隊員確保のための研修会や被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及を実施できるものとする。

2 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業に直接要する別表4に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託等

都道府県は、要綱別表2の事業内容の欄の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第2 交付率

1 要綱別表2の交付率欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、23,000千円以内とする。

2 要綱別表2の交付率欄の農村振興局長が別に定める有害捕獲における上限単価（消費税を除く。）は次に掲げるとおりとする。

(1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価 (千円/基)
大型獣用 (3 m ² 以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	9 6
中型獣用 (2 m ² 以下)	サル専用	8 5
小型獣用 (0. 5 m ² 以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	1 7

注：「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

(2) くくりわな

1基当たり22千円とする。

(3) 囲いわな
1 m²当たり38千円とする。

(4) 誘導捕獲柵わな導入
1 m²当たり38千円とする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2の上限単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

(1) 要綱別記2の第1の1の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号により作成するものとする。

(2) 要綱別記2の第1の1の農村振興局長が別に定める協議については別記1の別記様式第1号により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記2の第1の2の農村振興局長が別に定める都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止とする。

3 事業の着工

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第1号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告

要綱別記2の第5の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

第5 事業の評価

要綱別記2の第6の事業の評価は、事業実施年度の翌年度に行い、要綱別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

別表4 推進事業の補助対象経費

事業内容		補助対象経費
実施体制の整備	会議開催	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、会議用機械器具の借料 事務用品 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費
	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、研修用機械器具の借料 事務用品及び印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 研修教材費 研修・講習受講費用及び旅費
広域捕獲活動(有害捕獲)	生息・被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 薬品類、調査機材及びその借料 調査に従事する者に対する保険代 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 郵便料、電信電話料及び運搬費 捕獲に必要な機材（銃を除く。） 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） 止めさし資材、埋設資材 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 捕獲に従事する者に対する保険代 重機、車両の借料及びその燃料代 商品開発資材
	技術実証	<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
新技術実証・普及活動	研修会	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、研修用機械器具の借料 事務用品、印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 研修教材費 技術研修・講習受講費用及び旅費
	技術実証	<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 専門的知識を提供する者への旅費・謝金

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用品、印紙代 ・ 技術実証資材 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
人材育成活動	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第1号（別記2の第3の3関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の交付決定前着手届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された都道府県計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第2号（別記2の第4関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の
事業実施状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記2の第4の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、別記1の別記様式第7号を添付すること。

(別記3)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表3に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減するため、要綱別記3第1の1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表3の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、協議会、都道府県及び市町村（協議会の構成員に限る。）とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表3の事業内容欄の「有害捕獲」については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で、次に掲げる事項に要する経費に対する支援を実施できるものとする。なお、要綱第3の2の(1)鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲及び要綱第3の2の(2)鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）と重複して支援を受けることはできないものとする。

(1) 有害捕獲

(2) (1)により捕獲した個体の処理

2 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、1の(1)及び(2)に直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

ア 有害捕獲に係る捕獲活動経費（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）

イ 捕獲個体の埋設・運搬経費（捕獲従事者自らが行う場合を除く。）

ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費（食肉処理する場合を除く。）

エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

(2) なお、(1)のアの確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

ア 捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員（確認者（処理加工施設での捕獲確認に限り、市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現

場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」（鳥類にあっては「両脚」）を回収するかのいずれかを行う。

イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、捕獲個体が本対策の補助対象であること確実に確認（書類確認）し、別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

(ア) 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真（捕獲個体が、スプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。）

(イ) 捕獲個体又はその部位（獣類にあっては原則として「尾」とし、鳥類にあっては原則として「両脚」とする。）

ウ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表3の事業内容欄の推進事業の一部の業務を他のものに委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に他のものに委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 交付率

要綱別表3の交付率の欄の農村振興局長が別に定める上限単価（有害捕獲に係る捕獲活動経費）は、次に掲げるとおりとする。

獣種	上限単価 (円/頭・羽)
イノシシ、シカ、クマ、サル及びカモシカ (幼獣は除く)	8,000
その他の獣類	1,000
鳥類 (卵の採取を含む)	200

注1：各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

2：ただし、特定の鳥類について、事業を実施する地域における農林水産業に係る被害がイノシシ、シカ、サル等の獣による被害より大きく、当該鳥類の捕獲強化をさらに図ることが地域の農林水産業に係る被害の軽減をより促進するために必要な場合には、都道府県知事は地方農政局長と協議の上、1羽当たりの捕獲経費の1/2に相当する額又は1羽当たり1,000円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるものとする。

なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2870号農林水産省生産局長通知）第5の1の注2に基づき単価を設定している場合は、地方農政局長と協議したものとみなす。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱別記3の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画は、別表5の1に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記3の第1の3の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙5により、要綱別記3の第1の2の広域都道府県計画にあっては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。
- (3) 要綱別記3の第1の3の提出及び同4の協議については、別記1の別記様式第1号により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記3の第1の6の農村振興局長が別に定める都道府県計画及び広域都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県計画に基づき事業を実施する事業実施主体にあっては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 要綱別記3の第5の1の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、別表5の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- 2 要綱別記3の第5の1に定める広域都道府県計画に基づく事業の実施状況

報告及び同第5の3の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うものとする。

第6 事業の評価

要綱別記3の第6の事業の評価は、要綱別記1の第6の事業の評価と併せて行うものとする。

(別紙)

* 確認書類受付日	平成 年 月 日	
** 支払確認月日	平成 年 月 日	
所 属	氏 名	確認印

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書

捕獲従事者 氏 名	獣種名	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲 月日	捕獲場所 (住所等)	確認方法	処理加工 施設の種類	確認者 所属・氏名

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。

** 支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：有害捕獲許可による捕獲に限る。

2：「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。

3：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。

4：「処理加工施設の種類の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

5：書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

6：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲に係る捕獲活動
経費の分配方法について

平成○年○月○日に実施する有害捕獲活動において交付される額の分配方法は、次
のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	印

別表 5

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業実施体制 協議会の概要 4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容（捕獲計画の設定根拠含む。）、負担区分、獣種別単価及び予算が不足する場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）及び事業費、予算が不足した場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する事項

別記様式第1号(別記3の第5の2関係)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域)の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

事業費	円	(うち補助金	円)	事業実施主体名	
				事業実施年度	平成〇〇年度

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 事業実施主体が行った事業促進の取組

(上記の課題に対応させて記述すること。)

4 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防除のための誘導方策を記載する。)

5 捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る部分)

(捕獲計画達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。)

(事業概要)

推進事業概要(有害捕獲)

別添

(別添)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域)の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

推進事業概要(有害捕獲)

事業実施主体名 (参画協議会名)	都道府県名	構成 市町村	事業の 種類等	①有害捕獲				②捕獲個体処理			③事務費(現地確認)		合計 (①+②+③)	単価調整等の方法	捕獲計画の設定根拠	1頭あたりの報奨金額			報奨金額合計			備考	
				対象鳥獣	捕獲頭数	上限単価 (円/頭)	補助金額 (円)	対象鳥獣	実施内容の概要		補助金額 (円)	実施内容 の概要	補助金額 (円)			補助金額 (円)	都道府県による 報奨金(④) (円)	市町村による 報奨金(⑤) (円)	合計報奨金額 ⑥(=④+⑤) (円)	都道府県による 報奨金(合計 計) ⑦(=捕獲頭 数×A) (円)	市町村による 報奨金(合計 計) ⑧(=捕獲頭 数×B) (円)		報奨金額総計 ⑨(=⑦+⑧) (円)
									埋設	焼却													
(協議会の記載例)																							
〇〇協議会	〇県	A市	2	イノシシ(成獣)	200	8,000	1,600,000	イノシシ(成獣)		10	200,000			1,800,000			2,000	4,000	6,000	400,000	800,000	1,200,000	
〇〇協議会	〇県	A市	2	イノシシ(成獣)	50	4,000	200,000	イノシシ(成獣)		5	100,000			300,000	〇年〇月〇日から上限単価を変更		2,000	4,000	6,000	100,000	200,000	300,000	
〇〇協議会	〇県	A市	2	イノシシ(幼獣)	200	1,000	200,000	イノシシ(幼獣)		5	100,000			300,000				4,000	4,000		800,000	800,000	
〇〇協議会	〇県	A市	2	シカ(成獣)	50	6,000	300,000	シカ(成獣)		10	150,000			450,000			3,000	5,000	8,000	150,000	250,000	400,000	
〇〇協議会	〇県	A市	2	シカ(幼獣)	20	1,000	20,000	シカ(幼獣)						20,000			1,500	3,500	5,000	30,000	70,000	100,000	
〇〇協議会	△県	B町	2	イノシシ(成獣)	80	8,000	640,000	イノシシ(成獣)						640,000			2,000	6,000	8,000	160,000	480,000	640,000	
〇〇協議会	△県	B町	2	イノシシ(幼獣)	80	1,000	80,000	イノシシ(幼獣)						80,000				3,000	3,000		240,000	240,000	
〇〇協議会	△県	B町	2	サル(成獣)	100	6,000	600,000	サル(成獣)						600,000			2,500	3,000	5,500	250,000	300,000	550,000	
〇〇協議会	口県	C村	2	クマ(成獣)	10	8,000	80,000	クマ(成獣)						80,000			5,000	6,000	11,000	50,000	60,000	110,000	
〇〇協議会	口県	C村	2	カラス	15	200	3,000	カラス						3,000				1,000	1,000		15,000	15,000	
							3,723,000				550,000			4,273,000						1,140,000	3,215,000	4,355,000	

注1: 事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

注2: 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち戻費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかな場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

注3: 対象鳥獣の種は、獣種(幼獣と成獣の別、雄と雌の別など含む)ごとに記載すること。1行で1獣種とすること。

注4: 単価調整等の方法の欄は、効率的に捕獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)ごとに必ず記載すること。

注5: 年度途中で上限単価が変わった場合、複数行に分けて記載するとともに単価調整等の方法の欄に単価の変更時期を記載すること。

注6: 捕獲計画の設定根拠の欄については、イノシシ、ニホンジカ、エゾシカ、サルの成獣の場合のみ記載することとし、鳥獣の生息状況、農作物の被害状況、実施隊の設置状況、交付金等を活用した鳥獣被害対策実施隊の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた取組状況、近年の捕獲状況、捕獲の効率化の取組状況、捕獲の設置状況や捕獲に資する種としての活用状況(整備事業で種を設置する場合は必須)等を勘案した上で、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)及び鳥獣ごとに必ず記載すること。

(記載例)イノシシの捕獲頭数は、過去3年間とも年約180頭であるがイノシシの生息頭数は増加傾向にあると見られ、過去3カ年のイノシシによる被害状況は増加傾向にある。このため、まずは国庫事業及び市単独事業を活用し、鳥獣被害対策実施隊に民間隊員を加え必要な研修を行うなどして体制強化を図った上で、緊急捕獲事業を活用し山中において猟友会が有害捕獲を行う。加えて、集落を囲うように既存のワイヤーメッシュ柵と新規に設置予定のワイヤーメッシュ柵(被害が特に大きい地区に設置)を効果的に組み合わせ設置することで、侵入箇所となる河川や道路にイノシシを誘導させ、誘導地点に平成27年度に行ったICT1等最新技術検証の成果を踏まえつつ、高ワナを種と一体的に仕掛け、種を捕獲に資する種として活用することで、より効率的に捕獲を行う。これらの取組により捕獲頭数約1割増しの年間200頭の捕獲が見込まれる。

(別記4)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第1 事業実施主体

- 1 要綱別表4の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、要領別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 地域リーダー育成研修事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、

- ①集落診断調査の指導や診断に基づく対策手法の提案を行い、地域の合意形成を図る技術を有し、地域ぐるみの対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（集落）
- ②森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（森林）
- ③広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネーターを鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行うことにより計画的に育成する。

ア 地域リーダー（集落）育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー（集落）を育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

(イ) 研修会の開催

(ア)の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー（集落）を効率的に育成するため、全国7ヶ所以上でフィールド研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア)及び(イ)を円滑かつ効果的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物等の被

害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

イ 地域リーダー（森林）育成研修事業

（ア）研修カリキュラムの作成

地域リーダー（森林）を育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

（イ）研修会の開催

（ア）の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー（森林）を効率的に育成するため、全国7ヶ所以上でフィールド研修会を開催する。

（ウ）事業実施体制の検討

（ア）及び（イ）を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

ウ 鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

（ア）研修カリキュラムの作成

鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

（イ）研修会の開催

（ア）の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、座学とフィールド研修を主体とし、全国2ヶ所以上延べ16日以上で研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

(2) 対策手法確立調査・実証事業

ア 新たな被害防止対策手法に関する調査

鳥獣被害防止対策に係る新技術や先進技術等について、全国4ヶ所以上で調査を行い、その効果を検証したものを報告書に取りまとめ、公表する。

イ 被害防止技術等に関する全国検討会の開催

鳥獣被害の現状と対策に係る普及啓発に資するため、アの調査課題に関する検討や、関連する技術等の展示を行う全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）を開催する。

ウ 委員会の開催

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣の生態や最新の捕獲技術、被害防止対策等について専門的な知識や技術等を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成するための具体的な方法
- (イ) アの調査対象の選定、調査方法及び取りまとめ方法等
- (ウ) 全国検討会の内容検討及び周知方法等
- (エ) 調査報告書の作成・配布・公表に関する事項
- (オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (カ) その他必要な事項

(3) 利活用技術指導者育成研修事業

ア 研修カリキュラムの作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び肉等の有効活用に係る知識並びに技術を有する技術指導者（以下「技術指導者」という。）を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

イ 研修会の開催

アの研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術指導者を効率的に育成するため、全国2ヶ所以上で研修会を開催する。

ウ 事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、捕獲した鳥獣の有効活用等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 研修カリキュラムの作成
- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- (エ) 研修対象者への周知方法
- (オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (カ) その他必要な事項

(4) 鳥獣利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、野生鳥獣肉（ジビエ）等（以下「ジビエ等」という。）の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表4の採択要件4の（1）に定める者から構成される鳥獣利活用推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を構築し、運営方針を協議するとともに、イ～エに係る実施方針を検討し、実践する。

イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムで検討の上、実施することができるものとする。

2 実施基準

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表6のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

第3 交付額

要綱別表4の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、116, 121千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

要綱別記4の第1の1の農村振興局長が別に定める事業実施計画の作成及び承認申請は、別記様式第1号によるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記4の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とする。

第5 事業実施状況の報告

要綱別記4の第5の事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第2号により農村振興局長に対して、事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

要綱別記4の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。